

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年5月1日現在)

## I 入院基本料について

当病棟では1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時から17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

## II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

## III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## V 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っています。

1. 入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しています。（朝食：8時 昼食：12時30分 夕食 18時以降）

### 2. 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆地域包括ケア病棟入院料1 ◆診療録管理体制加算3 ◆データ提出加算1（200床未満）
- ◆機能強化加算 ◆ 入退院支援加算1 ◆認知証ケア加算2 ◆医療DX推進体制整備加算
- ◆入院時食事療養（I） ◆入院時生活療養（I）

### 3. 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆在宅療養支援病院3 ◆在宅時医学総合管理料 ◆施設入居時等医学総合管理料
- ◆在宅がん医療総合診療料 ◆がん治療連携指導料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆CT撮影 ◆運動器リハビリテーション料I ◆脳血管疾患等リハビリテーション料III
- ◆外来化学療法加算1 ◆外来腫瘍化学療法診療料1 ◆ニコチン依存症管理料 ◆胃瘻造設
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（I） ◆入院ベースアップ評価料52

## VI 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしています。

### 1. 特別療養環境の提供

部屋番号	料金（1日当り・税込）	設 備
203・205・302・303・309	2,500円	冷蔵庫
201・202	3,000円	専用トイレ・冷蔵庫

### 2. 各種証明書料、予防接種、その他自費項目（入院） ※金額はすべて消費税込み

各種証明書		予防接種	
健康診断書（標準）	3,300円	インフルエンザ（一般）	3,500円
健康診断書（指定）	8,100円	インフルエンザ(65歳以上)	1,500円
普通診断書（一般）	1,100円	肺炎球菌ワクチン	7,000円
普通診断書（学生）	550円	麻疹風疹混合	10,000円
入院証明書	5,500円	ムンプス	4,000円
通院証明書	4,400円	抗体検査	(窓口にて)